

PCB廃棄物の収集運搬業許可申請に関するチェックリスト

	概要	添付資料	確認事項	チェック	チェック	チェック
				1	2	3
1	運搬施設 (PCBに係る追加の確認事項であり、申請書添付書類に加えて右記書類の提出を求めるものではない。)	運搬車 又は 運搬船 の写真	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事項を両側面(両舷)に表示をしているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬車(運搬船は不要。) ・氏名又は名称 ・許可番号(下6桁) 			
		運搬車 又は コンテナ の写真	<ul style="list-style-type: none"> ●運搬車又はコンテナの相対する2か所以上の側面に明瞭に視認できるよう次のとおり「PCB」と表示しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ120mm以上×幅300mm以上で10mmの黒枠 ・大きさ65mm以上の黒文字 ●両側面に国連番号(PCB(液体)は「UN2315」、PCB(固体)は「UN3432」)を高さ65mm以上の黒色文字で表示しているか。(コンテナに限る。) 			
2 第1号	運搬容器の構造図 ①小型容器(固体用) ②小型容器(液体用) ③IBC容器(固体用) ④IBC容器(液体用) ⑤ポータブルタンク (固体用) ⑥ポータブルタンク (液体用) ⑦漏れ防止型の金属製容器 ⑧漏れ防止型の金属製トレイ	運搬容器の 写真 仕様書 図面 (外観は別添 「運搬容器の 例」を参照)	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事項を、容器の色と対照的に、かつ、他の表示に阻害されないよう表示しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・「PCB」(車両、船舶共通。③～⑥は両側面) ・危険物の等級(PCBは「9」)、国連番号(PCB(液体)は「UN2315」、PCB(固体)は「UN3432」)(船舶に限り、容量450Lを超える③④は2か所、⑤⑥は4か所に表示。) ・PCB廃棄物の種類(「廃PCB等」「PCB汚染物」又は「PCB処理物」のいずれか。) ●労働安全衛生法(特化則)による表示がなされているか。(PCBの含有率が1%を超える場合に限り。) ●①～⑥にはUNマークが表示されているか。 			
		危険物容器 検査証	●(公財)日本船用品検定協会が交付したものか。(①～⑥に限る。)			
		試験結果	●製造者、改造者、修理者による設計型式試験、水張り試験及び外観検査の自主検査の結果(⑦、⑧に限る。)			
3 第2号	連絡設備等の概要を記載した書類		●運行管理システム(GPSなど)の概要がわかる書類及び設置していることを示す写真など。			
4 第3号	事故時における応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類	応急措置設備 ・器具リスト	●応急措置設備・器具リスト(例)に記載された品目を満たしているか。			
		緊急連絡 体制	●運搬作業体制及び緊急連絡体制を構築しているか。			
		緊急時対応 マニュアル	●関係機関への通報等、流出・拡散の防止、消火、周辺環境調査を記載しているか。			
5 第4号	その業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類	講習会修了 証の写し	●(財)日本産業廃棄物処理振興センター「PCB廃棄物の収集運搬業従事者講習会」写しの原本証明			
		従事者教育 の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●教育科目(例)の項目を満たしているか。 ●毎年度必要な教育を受けさせているか。 			
6	予定運搬先の処理業者との合意が形成されていることを証明する書類	入門許可証 の(写し)	JESCOが交付する入門許可証の写し			

*根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の12第3項第1号から第4号及びPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成23年8月改訂)高濃度PCB廃棄物を収集運搬する場合に、使用します。

低濃度PCB廃棄物の収集運搬業許可申請に関するチェックリスト

	概要	添付資料	確認事項	チェック 1	チェック 2	チェック 3
1	運搬施設 (PCBに係る追加の確認事項であり、申請書添付書類に加えて右記書類の提出を求めるものではない。)	運搬車 又は 運搬船 の写真	●次の事項を両側面(両舷)に表示をしているか。 ・産業廃棄物収集運搬車(運搬船は不要) ・氏名又は名称 ・許可番号(下6桁)			
		運搬車の 写真	●相対する2か所以上の側面に明瞭に視認できるよう「微量PCB」又は「低濃度PCB」を90ポイント以上、識別しやすい色の文字で表示しているか。			
		コンテナ の写真 (使用する場合に 限る。)	●コンテナの相対する2か所以上の側面に明瞭に視認できるよう次のとおり「PCB」と表示しているか。 ・高さ120mm以上×幅300mm以上の10mmの黒枠の中 ・大きさ65mm以上の黒文字 ●両側面に国連番号を高さ65mm以上の黒色文字で表示しているか。(コンテナに限る。)			
2 第1号	運搬容器の構造図 ①小型容器(固体用) ②小型容器(液体用) ③IBC容器(固体用) ④IBC容器(液体用) ⑤ポータブルタンク (固体用) ⑥ポータブルタンク (液体用) ⑦漏れ防止型の金属製容器 ⑧漏れ防止型の金属製トレイ	運搬容器の 写真 仕様書 図面 (外観は別添 「運搬容器の 例」を参照)	●次の事項を、容器の色と対照的に、かつ、他の表示に阻害されないよう表示しているか。 ・「PCB」(車両、船舶共通。③～⑥は両側面) ・危険物の等級(PCBは「9」、国連番号(PCB(液体)は「2315」、PCB(固体)は「3432」)(船舶に限り、容量450Lを超える③④は2か所、⑤⑥は4か所に表示。) ・PCB廃棄物の種類(「微量PCB汚染絶縁油」「微量PCB汚染物」又は「微量PCB処理物」或いは「低濃度PCB含有廃油」「低濃度PCB含有汚染物」又は「低濃度PCB含有処理物」のいずれか。) ●①～⑥にはUNマークが表示されているか。(PCB濃度が50mg/kgを超えるものに限る。)			
		危険物容器 検査証	●(公財)日本船用品検定協会が交付したものか。(①～⑥に限る。)			
		試験結果	●製造者、改造者、修理者による設計型式試験、水張り試験及び外観検査の自主検査の結果(⑦、⑧に限る。)			
3 第2号	連絡設備等の概要を記載した書類		●運行管理システム(GPSなど)の概要がわかる書類及び設置していることを示す写真など。			
4 第3号	事故時における応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類	応急措置設備 ・器具リスト	●応急措置設備・器具リスト(例)に記載された品目を満たしているか。			
		緊急連絡 体制 緊急時対応 マニュアル	●運搬作業体制及び緊急連絡体制を構築しているか。 ●関係機関への通報等、流出・拡散の防止、消火、周辺環境調査を記載しているか。			
5 第4号	その業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類	講習会修了 証の写し	●(財)日本産業廃棄物処理振興センター「PCB廃棄物の収集運搬業従事者講習会」写しの原本証明			
		従事者教育 の実施状況	●教育科目(例)の項目を満たしているか。 ●毎年度必要な教育を受けさせているか。			
6	予定運搬先の処理業者との合意が形成されていることを証明する書類	認定証の写し	環境省が交付する無害化認定証の写し又は都道府県が交付する特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し(低濃度PCB廃棄物に係るもの)			

*根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の12第3項第1号から第4号及び低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成25年6月改訂)
低濃度PCB廃棄物を収集運搬する場合に、使用します。